

環境厚生常任委員会

日 時 平成 2 6 年 7 月 2 2 日 (火)

午前 1 0 時 0 0 分 ~

場 所 第 3 委員会室

1 開 議

2 案件

・ 行政視察について

3 その他

視察先	長野県飯田市 人口 105,869 人 面積 658.73 km ²
視察日時	平成 26 年 5 月 19 日 (月) 午後 13:00 ~
施策等の名称	○再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに 関する条例について
視察の目的	・再生可能エネルギーの導入の動機 ・持続可能な地域づくりをどのようにしているのか ・全国に先駆けて取り組んできた条例制定と効果について
施策等の概要	地域自治区制度（自治振興センター）の中に公民館活動が位置付けられており、「公民館主事」という職員が全地区に配置され、地域と一緒に課題を解決していく。こうした仕組みが、条例に生かされ、「市域の豊富な再エネ資源と地域の『結い』を活用して低炭素で活力ある地域づくりを推進」や「地域環境権」という新しい概念を取り入れ、「再エネ資源は市民の総有財産。そこから生まれるエネルギーは、市民が優先的に活用でき、自ら地域づくりをしていく権利がある。」としている。また、市内で活動する公共団体が、再生可能エネルギー事業を通じて行う地域づくり事業を「公民協働事業」と位置付けて、市が事業の信用補完、基金無利子融資、助言等の支援を行うとしている。 地域公共再生可能エネルギー活用事業の第 1 号として、コミュニティ防災センターの屋根に初期費用なしで太陽光パネルを設置し、災害時自家発電でき、発電した電気は地区の電気になるとのこと。
考察	飯田市は昭和 22 年に「飯田の大火」と呼ばれる大火事があり、市街地の 7 割が焼失し、その後に自らの町は自らで守るという精神と地域政策・再生可能エネルギーとして着手さ

	れた。新エネルギー導入ビジョンが策定され約20年近く、木質ペレットや太陽光発電の補助金制度太陽光市民協働発電事業に取り組んでおり、環境と景気の好循環のまちづくり事業が行われている。 本市には各家庭への補助金制度はあるが、新エネルギー政策としての取り組みがされておらず、市域の広い山間地と豊かな自然を生かす政策に市主導型で専門家や公募等による市民協働で政策提案をすることが重要である。
委員の意見等	・ 3・11大震災を経験し、原発稼働に頼らない再生可能エネルギーの将来展望と重要な電力エネルギーであることを認識することが大切である。 ・ 日照時間という環境優位性を生かした策であり、行政以外の事業主体が中心となって事業展開をしている。 ・ FIT価格の変動、資金調達等の経営リスクを行政がどこまで保障するのか。 ・ 本市の限定された地域では実現可能。 ・ 再生可能エネルギー導入がなぜ必要なのか、目的を再認識した上で、亀岡の地形特性を生かした事業を検討すべき。 ・ 公民活動は、地域中心、住民参加、並列配置、機関の自立になっている点が必要である。 ・ 地域環境権、公民館協働のルール化。市の支援と公共の協働の確保が重要。 ・ 太陽光パネルを設置し、協働発電事業・おひさまグリット(株)、屋根貸し事業、市民の資産運用になっている。

視察先	長野県佐久市 人口 100,130 人 面積 423.99 km ²
視察日時	平成 26 年 5 月 20 日（火）午後 13:15～
施策等の名称	○世界最高健康都市構想について ・健康長寿のまちづくりについて （保健補導員活動、高齢者施策）
視察の目的	「世界最高健康都市構想」について、具体的な取り組みとしての「保健補導員制度」と高齢者施策
施策等の概要	・保健補導員活動について 長野県が昭和 24 年に保健補導員の設置を呼び掛け、全県的な取り組みとして実践している。本来の保健活動として、地域住民の自覚を促し住民と共に健康づくりを進めることの重要性から、市民の健康管理の担い手として独立した自主的組織の制度が発足している。合併によって新佐久市ができたときに、共通の課題として取り組むことができたのも、県全体がこうした方向で健康づくりに取り組んでいたからで、スタートは住民の健康状態の把握からである。任期は 2 年で、延べ 25,000 人の住民がこの補導員を経験している。自らが学び、それを地域に広め、住民の自覚を促していくという地道な取り組みであるが、着実に成果が表れており、住民も誇りを持って取り組んでいる。 ・高齢者施策について 佐久市の介護認定者 13 人に 1 人が認知症の症状であることや、介護保険の新規申請の主要要因の 1 位が認知症という実態から、認知症対策に重点を置いた施策が行われている。相談や訪問とともに、医療機関や介護サ

	ービス、地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担い、医療と介護の連携を強化することを目的として、市役所高齢福祉課に「認知症地域支援推進員」3名が配置されている。 注目すべき取り組みとして、小中学校を対象にキッズサポーター養成講座の実施や、若年性認知症の取り組みとして実態調査等、先進的な取り組みが行われている。 これから国の方向が在宅中心となっていくため、「在宅医療と介護の連携体制推進事業」が県のモデル事業として行われている。医師会の会長が中心となって「医療介護連携推進協議会」を発足し、実践的に多職種の連携が様々な形で行われており、今後、在宅医療の24時間体制の整備をしていくとのこと。
考察	○現在は医療費削減という目的のもとに予防医療が行われているが、佐久市の保健指導員活動は自己責任でなく、住民の横のつながりを生かした取り組みは、地域づくりとも関連して参考になった。 ○認知症に重点を置いた施策や、地域における医療介護連携体制の構築は、本市でも求められている。公的責任を明確にし、医療を中心に体制を構築していくことが必要である。
委員の意見等	・地域に密着した保健指導員制度により正確な高齢者の実態が把握できているため、独居者・認知症・寝たきりの実数が正確である。それゆえに介護予防の対応策が適切に行える手法について多くを学ぶ必要がある。 ・施策の要となる保健指導員が自治会単位で輩出される

	仕組みにより、多くの市民が補導員経験を有しており、各家庭での健康づくりにも有効だと感じる。 ・医療費比較データは施策の効果を表しており、目先の効果だけではなく少し先を見据えた取り組みになるという割り切りが必要である。 ・保健補導員制度は昭和 2 0 年代に始まった仕組みであり、民生員制度の健康版である。本市においては時代にあった協働のあり方を新たに設計すべき。 ・ 7 7 ものメニューで展開している高齢者施策は精査が必要であるが、事業評価ができていないとのこと。本市は事業の整理に早急に着手すべきである。 ・保健補導員制度 3 0 ～ 5 0 世帯に 1 名、行政と病院が一体となり地域医療を推進し、多くの市民が(保健指導員)がかかわって取り組んでいる。 ・地域ぐるみの予防活動により、男 7 9 . 9 歳、女 8 6 . 1 歳で全国平均を上回って世界最高長寿都市構想を目指している。
--	---

視察先	静岡県富士宮市 人口 135,551 人 面積 388.99 km ²
視察日時	平成 26 年 5 月 21 日（水）午前 10:00～12:00
施策等の名称	・地域包括ケアについて
視察の目的	市直営の地域包括支援センターを中心とした総合相談活動支援体制について
施策等の概要	ワンストップサービスを目標に掲げて取り組んでいたため、総合相談体制を元々確立していた。平成 18 年度から地域包括支援センターを設置することになり、それを発展させて、1 箇所の市直営の包括支援センターを中心に、地域型支援センターを 9 ケ所設置し、高齢者だけでなく住民からの様々な相談を受けている。直営の包括には、一般的には 3 職種の専門職種で相談や予防プランを行っているが、富士宮市は、相談業務を重視していて、別に介護予防担当部門にケアプランナーを 10 名配置してケアプラン作成を行っている。ワンストップサービスで、相談に来た市民をたらいまわしにはしない体制をとっており、相談件数全体では、生活圏域ごとに設置された地域型支援センターへの相談件数が直営の 5 倍近くも寄せられている。住民もより身近にあることで行きやすいものと思われる。 地域包括ケアシステムについて、市内の官民間問わず様々な機関に、地域で支援が必要な人を見守っていくという研修や、取り組みを行っているとのこと。地区社協独自で地域の高齢者の実態調査をしているところなど、意識が高いと感じる。
考察	公的責任を明確にして、市民の総合相談体制を包括支

	援センターと一体的に取り組んでいることは、合理的であり、市民もたらいまわしにされることなく対応され、良いことである。介護保険や高齢者担当だけでなく、児童・女性・生活保護等横断的に支援体制を組むことは本市にも求められており参考となる。
委員の意見等	・社協職員のプロパーが専門職として招かれ市職員として取り組んだこと。富士宮市の介護保険と障害施策等を高齢者以外に子ども・青年・大人すべての福祉施策と捉えて相談活動の体制に位置付けられたことが、経費的にも市民サービスの満足度を得られているのではないかと感じる。 ・地域包括支援センター(直営)での業務を総合相談としている点が本市との違い。 ・地域包括ケアに対するイメージが明確化されているため、直営・ブランチの役割分担も明確である。 ・地域包括ケアシステムは行政が一方的に設計するだけでは機能しない。市の裁量によってできる部分については実情に合わせて積極的に変えていく前提で、本市のインフォーマルな社会資源をサポートしながら、目指すシステムについての合意形成が必要。 ・本市においても基幹的包括支援センターが必要であり、社会福祉協議会に設置が望ましい。 ・地域包括ケア、住民の意識レベルから見直し、ニーズに応える対応が必要。